軽度者への福祉用具貸与例外給付の取扱い指針

平成２７年４月１日

黒潮町健康福祉課

介護保険係

　下記ア～オの福祉用具については、軽度者の方（要支援１・２及び要介護１）は原則として介護保険での保険給付は行われません。

　その理由としては、軽度者の身体状況からみて、使用が想定しにくいためです。

　　ア　車いす及び車いす付属品

　　イ　特殊寝台及び特殊寝台付属品

　　ウ　床ずれ防止用具及び体位変換器

　　エ　認知症老人徘徊感知危機

　　オ　移動用リフト（つり具の部分を除く）

　※カ　自動排泄処理装置

　ただし、身体の状況により福祉用具を必要とする状態である場合については、保険給付が可能ですが、貸与にあたっては保険者（黒潮町）の確認を受けることが必要になります。次項のフローチャートにより、事前に該当する手続きを行っていただくことが必要です。

　なお、本申請による有効期間は、要介護認定期間と同じとしますが、ケアプランの更新の際には、見直しを確実に行ってください。

※要支援１～要介護３の方が保険給付の対象外

～福祉用具を必要とする状態の判断基準は？～

**フローチャート**

次のとおり　①　⇒　②　⇒　③　⇒　④　の順に判断してください。

**①要介護認定の認定調査票（基本調査）の**

**直近の結果をチェックしてください。**  別表のとおり、福祉用具を必要とする状態に対応する要介護認定データ（調査項目の結果）となっていますか？

**保険給付可能**

調査票の写しをサービス記録と併せて保存してください。

ＹＥＳ

黒潮町への申請は不要です。

認定調査表（直近のもの）の写しにより確認してください。

ＮＯ

**②次のⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに該当しますか？**

Ⅰ：疾病などにより、状態が変動しやすく、日・時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要。

（パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象など）

Ⅱ：疾病などにより、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具の必要性が確実に見込まれる。

（がん末期の急速な状態悪化など）

Ⅲ：疾病などにより、身体への重大な危険性や症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要。

（ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全）

**保険給付可能**

「軽度者への福祉用具貸与の例外給付確認申請書」を提出してください。

黒潮町への申請が必要です。

５ページ以降参照ください。

主治医の意見をふまえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントにより確認してください。

**保険給付不可**

ＹＥＳ

ＮＯ

ＮＯ

日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者ですか？

ＹＥＳ

**③貸与品目は車いすですか？**

主治医の意見をふまえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントにより確認してください。

ＮＯ

ＹＥＳ

生活環境において段差の解消が必要と認められる者ですか？

**④貸与品目は移動用リフトですか？**

ＮＯ

**保険給付不可**

ＮＯ

ＹＥＳ

【別表】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種目 | 福祉用具を必要とする状態（95号告示第25号のイ） | 要介護認定データ（調査項目の結果） |
| ア　車いす及び車いす付属品 | 次のいずれかに該当①日常的に歩行が困難な者**②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者** | 基本調査１－７（歩行）「３．できない」**※該当する認定調査結果がないため、適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員等が判断する。** |
| イ　特殊寝台及び特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当①日常的に起き上がりが困難な者②日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－４（起き上がり）　　　　　　「３．できない」基本調査１－３（寝返り）「３．できない」　　　　　　　　　　　 |
| ウ　床ずれ防止用具及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－３（寝返り）「３．できない」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| エ　認知症老人徘徊感知機器 | 次のいずれにも該当①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者②移動において全介助を必要としない者 | 基本調査３－１（意思の伝達）「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は基本調査３－２　～　３－７：記憶・理解のいずれか「２．できない」又は基本調査３－８　～　４－１５：問題行動のいずれか「１．ない」以外その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。基本調査２－２（移動）「４．全介助」以外 |
| オ　移動用リフト（つり具の部分を除く） | 次のいずれかに該当①日常的に立ち上がりが困難な者　　　　　　　　　　②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者**③生活環境において段差の解消が必要と認められる者** | 基本調査１－８（立ち上がり）「３．できない」基本調査２－１（移乗）「３．一部介助」又は「４．全介助」**※該当する認定調査結果がないため、適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員等が判断する。** |
| カ　自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く） | 次のいずれかに該当する者①排便において全介助を必要とする　者②移乗において全介助を必要とする　者 | 基本調査２－６（排便)「４.全介助」基本調査２－１（移乗）「４.全介助」 |

「軽度者への福祉用具貸与の例外給付確認申請書」による判断の手続きの流れ

　医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断される場合は、これらについて、**町が書面等確実な方法により確認することで、貸与の必要性を判断させていただきます。**

Ⅰ：疾病などにより、状態が変動しやすく、日・時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要。

（パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象など）

Ⅱ：疾病などにより、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具の必要性が確実に見込まれる。

（がん末期の急速な状態悪化など）

Ⅲ：疾病などにより、身体への重大な危険性や症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要。

（ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避など）

A：（車いす）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる。

B：（移動用リフト）生活環境において段差の解消が必要と認められる。

①被保険者の状態の確認

　　ケアマネジャーは、主治医意見書等を参考とし、被保険者の状態がⅠ～Ⅲまたは上記A、Bに該当する可能性があるかどうかを確認してください。

②医師への照会

　　ケアマネジャーは、当該被保険者の状態像が上記Ⅰ～Ⅲまたは上記A、Bに該当するかどうか医師に紹介してください。照会の際には、①医師の所見、②医師氏名、③福祉用具貸与が必要な理由を確認してください。

③サービス担当者会議の開催

　　ケアマネジャーは、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかどうかを判断し、例外給付の対象とすべき状況等について、サービス担当者会議の記録等として、所定様式に記載しておいてください。

　　議事録等に①開催日、②出席者、③福祉用具貸与の例外給付についての検討内容のすべてを記載してください。

④「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認申請書」の提出

　　ケアマネジャーは、黒潮町介護保険係に下記の【添付書類】を添えて「確認申請書」を提出して下さい。

　　【添付書類】

　　　・居宅介護（介護予防）サービス計画書

　　　・サービス担当者会議の要点（要点ではなく議事録をそのまま提出する場合は、該当箇所にマーカーを引いてください）

　　　・医師の診断書等、主治医意見書、主治医意見聴取記録のいずれか

　　　　※聴取記録には、聴取日時、聴取方法、聴取内容、聴取した医師氏名を全て記載

⑤黒潮町での確認

　　下記の【判断基準】により、例外給付の確認審査を行います。

　【判断基準】

　　　（１）～（３）の**すべてが確認できれば可。**

　（１）居宅介護（介護予防）サービス計画書に①医師の所見、②医師氏名、③福祉用具貸与が必要な理由、すべてが記載されていること。

　（２）サービス担当者会議の内容を記録した議事録等に①開催日、②出席者、③福祉用具貸与の例外給付についての検討内容、すべてが記載されていること。

　（３）「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲまたは上記A、Bのいずれかに該当することが、①主治医意見書、②医師の診断書等、③医師からの所見を聴取した記録のいずれかに記載されていること。

⑥確認結果の通知

　　「軽度者への福祉用具貸与の例外給付確認申請書」の提出を受けた黒潮町介護保険係は、確認申請書の内容が④の提出書類により確認できるか審査し、その結果を居宅介護（介護予防）支援事業者に文書で通知します。